

期末小テスト1と期末小テスト2で各50分。成績のよいほうを採用。

2021S 経済法 期末小テスト1 (2021-07-02)

第1問 (全体の7割の配点)

事業者であるX1～X10 (以下「10社」) は、商品甲を製造販売する事業を行っており、当該事業における10社の合計市場シェアは40%です。10社以外には、X11～X13という大手の3社 (以下「大手3社」) がおり、大手3社はそれぞれ市場シェア20%です。

10社は、それぞれ別々に、広告会社に対価を支払って、商品甲の安全性を訴える広告 (以下「本件安全広告」) をしてきました。

10社は、本件安全広告に要する支出を抑えるため、10社が共同して広告会社と交渉し、共同して本件安全広告をすることを計画しています (以下「本件取組」)。

本件安全広告に係る支出が、商品甲の販売価格の全体に占める割合は、これまで、約5%でした。また、大手3社が活発に競争しているので、10社が商品甲の販売価格カルテルをすることは不可能です。

2つの市場を挙げ、それぞれ、本件取組が「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」を満たすか否かを検討してください。Google フォームでは2つの市場それぞれを別々に解答する設定とします。

第2問 (全体の3割の配点)

令和2年度相談事例4のうち「第1の取組」では、非純正品である消耗品を用いた場合は分析機器甲のディスプレイに分析値が表示されないようにする行為を検討しており、排除効果があるとされていました。

もし、他の条件は全て同じであるとして、問題となった商品が、分析機器のための消耗品でなく、オフィス用プリンタのためのトナーであって、非純正品であるトナーを用いた場合はプリンタのディスプレイにトナー残量が表示されないようにする行為を検討するのであるとしたら、排除効果に関する検討状況はどう変わるでしょうか。それとも変わらないでしょうか。簡潔に理由を述べて、説明してください。適用条文への言及は不要です。

問題

X国の競争法は、違反となる範囲は日本の独禁法と同じであるが、人々はリーズナブルなので、企業結合規制の違反要件は競争法4条が次のように定めるのみであり、条文の文言の意味は全て、日本の教科書である白石忠志『独禁法講義 第9版』の説明のとおりとされている。

X国競争法4条 (以下「4条」という。)

会社は、他の会社と企業結合をすることにより、市場において、正当化理由なく、競争変数が左右される状態をもたらすこととなる場合には、企業結合をしてはならない。

会社Aは、会社Bと2022年1月1日に企業結合をすることを計画し、2021年7月にX国競争当局の企業結合審査を受けている。

A・B・C・Dの4社は、いずれも、商品甲を製造し、X国の需要者に販売している。商品甲には、商品乙という類似カテゴリがあり、商品乙はE・Fの2社が製造販売しているが、商品甲の価格は商品乙の価格の3倍程度である。また、E・Fは、商品甲を製造することはできない。商品甲の需要者のうち2割程度の数のものは、古参のC・Dより新鮮なイメージがあるA・Bの商品甲に好感を寄せているが、AとBの商品甲の価格がいずれも3%上昇すれば直ちにCやDの商品甲に乗り換えるのが確実である。一般に、X国の需要者はリーズナブルで、価格や品質を見る目は厳しい。2021年7月時点でのA・B・C・Dの商品甲の市場シェアは、いずれも25%である。CとDは、いずれも、創業者の遺訓により、カルテルは決してしないが他社と積極的には競い合わないという方針である。

X国では、これまで、商品甲を外国から輸入することを禁じていたが、2021年11月1日から、輸入を解禁する。Gは、日本の会社であるが、GブランドはX国でも人気が高く、X国で解禁されればGの商品甲は2か月以内に市場シェアをA・B・C・Dから10%ずつ奪って40%となるのが確実である。CとDは、いずれも、2021年11月1日以後は、創業者の遺訓を捨て、低価格・高品質でGと徹底的に戦う予定である。

AのBとの企業結合が4条に違反するか否かを検討するための枠組みを示し、そこにおける考慮要素を説明してください。